

## 生活福祉資金貸付事業貸付事業 貸付条件等一覧表

資金の種類	内 容	貸付限度額	償還期間
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金		
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 原則3ヶ月とし最大12月（延長は3ヶ月ごと3回）まで	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	据置期間経過後 10年以内
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	
(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内	

**\* 総合支援資金の貸付対象要件**

- ◎ 失業者等、日常生活全般に困難を抱えていて、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と、生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれ、次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
  - ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
  - イ 借入申込者の本人確認が可能であること。
  - ウ 現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別事業」における「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
  - エ 県社協及び市町村社協等関係機関から貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
  - オ 県社協が市町村社協等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
  - カ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず生活費を賄うことができないこと。

**\* 総合支援資金の貸付利率**

- ◎無利率（原則 連帯保証人1名）、連帯保証人を付けることが出来ない場合は年利 1.5%

2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
(1) 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用		据置期間経過後
	① 生業を営むために必要な経費	4,600,000円	10年以内
	② 技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度 1,300,000円	8年以内
		期間1年程度 2,200,000円	10年以内
		期間2年程度 4,000,000円	12年以内
		期間3年以内 5,800,000円	15年以内
	③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	原則 2,500,000円	原則 7年以内
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年以内
	⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費	2,500,000円	8年以内
	⑥ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円	8年以内
		期間1年超 1年6月以内 2,300,000円	
	⑦ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 1,700,000円	8年以内
		期間1年超 1年6月以内 2,300,000円	
	⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	原則 1,500,000円	原則 7年以内
	⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑪ 就職、技能を習得等の支度に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑫ その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	3年以内
	⑬ 生活復興支援資金 一時生活支援費	期間6月以内 月額200,000円以内	20年以内
	⑭ 生活復興支援資金 生活再建費	800,000円以内	
	⑮ 生活復興支援資金 住宅補修費	2,500,000円以内	
	○ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年以内

\* 福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額について、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。

**\* 福祉資金福祉費の貸付利率**

- ◎無利率（原則 連帯保証人1名）、連帯保証人を付けることが出来ない場合は年利 1.5%

3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	据置期間経過後 10年以内
(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000円以内	

\* 教育支援資金の償還期間について、同一就学者の重複貸付で、全ての貸付金の総額が2,700,000円以上の場合は15年以内とする。

\* 教育支援資金は無利率、連帯保証人原則1名。

4 不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 ※貸付利率＝年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方		
(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	据置期間終了時
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金	土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) (月額)生活扶助額の1.5倍以内	

\* 償還期限を超過した場合は、延滞元金につき年5.0%の延滞利率が課せられます。